

様式第 1 号 (第 3 条関係)

審査基準整理票

処 分 名	補装具費の支給決定		
根 拠 法 令 名	障害者総合支援法 (平成 17 年法律第 123 号)	(条項) 第 76 条第 1 項	
基 準 法 令 名	障害者総合支援法 (平成 17 年法律第 123 号)	(条項) 第 76 条第 1 項	
	障害者総合支援法施行令 (平成 18 年政令第 10 号)	(条項) 第 43 条の 2、第 43 条の 3	
	障害者総合支援法施行規則 (平成 18 年厚生労働省令第 19 号)	(条項) 第 65 条の 3	
	補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準 (平成 18 年厚生労働省告示第 528 号)		
	「補装具費支給事務取扱指針について」の制定について (平成 30 年 3 月 23 日障発 0330 第 31 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)		
所 管 部 署	福祉部 障害福祉課 障害福祉係		
標準処理期間	30 日 ※滋賀県障害者更生相談所による判定が必要な場合は 90 日	法定処理期間	日

- 【審査基準】 ・文書の名称【
 ・掲載図書等【
 ・内 容 全部記載 一部・項目のみ記載

補装具費の支給の決定は、障害者総合支援法第 76 条第 1 項に該当する障害者であることを基準とする。

参考

【根拠法令】 障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）

第七十六条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入、借受け又は修理(以下この条及び次条において「購入等」という。)を必要とする者であると認めるとき(補装具の借受けにあつては、補装具の借受けによることが適当である場合として主務省令で定める場合に限る。)は、当該障害者又は障害児の保護者(以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。)に対し、当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。

【基準法令】

別紙のとおり

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。